

## 自治基本条例市民研修会 質疑応答一覧

条番号等	分類	No	意見/質問の趣旨	回答	会場	担当課
全体	運用	1	「後期高齢者がピークになるときまでに」 団塊の世代が高齢化になるまでに、今何をするべきか、これを地域で考えなければならないと思いますが、日本の他地域で、あるいは外国で進めている施策があれば参考までに1つ位教えてください。	非常に難しい。団塊の世代の多くが、右肩上がりの時代を支えてきたという自負があり、「行政に支えてもらおう、やってもらおう」という発想が強いと思います。ただし、これまで3回の調査によると、団塊の世代の10%~15%は、例えば介護関係の生活支援サービス等の具体的なサービスを担うなど、何か自分たちでやってみたいと思う人がいます。地域の中で点のように存在しているこれらの人々たちを、見出して結び付けていくのが、自治会や区の大きな役割だと思います。	青山福祉センター	講師
全体	その他	2	合併後8年経過した自治協制度の評価と課題について	課題としては、後継者の育成と世代交代が必要です。 例えば、回覧板でお祭りのやぐらを組む人手を募集する際、いつ、どこで、何を、何時間やるのか、報酬はない代わりに缶ビールが1本つきます、などと求人票のように書くといいと思います。 今までも色々ご苦労されているが、ややマンネリ化してはいないか。2022年に団塊の世代が75歳になって介護を受けなければならなくなるまでの10年間に、若い人を1人でも2人でも雇用できるような事業化が出来れば良いと考えています。 日本全体では、これまで海外に投資していたものを回収していく時代になる。還流して生きたお金を、円だけでなく地域通貨も含めて地域で使い回し、人を雇える制度設計に踏み出す必要があります。  評価としては、全国各地から伊賀市内の各自治協に問い合わせや視察等があると思うが、それが評価。全国の自治会等が、伊賀の様なやり方をしないといけないと感じている。先陣を切る皆さんが課題も含めて示していただきたい。	青山福祉センター	講師
全体	その他	3	各自治協の検証はどうか。  自治協の成熟度の格差への対応はどうか。 地域担当職員の制度も効果を発揮していない。  市から委託していた自治会事務が、自治協事務に変わっただけではないか。もっと自発的なことをやっていかなければならぬのに、行政職員の考え方は、地方分権型ではなく中央集権型で何も変わっていないため、話してもかみ合わない。 町役場の時代は行政職員と住民が直接話をして解決してきたが、今は自治協が間に入っていて出来ない。細かい手立てが必要ではないか。	地域まちづくり計画の評価検証が評価になると思います。 改定された地域まちづくり計画を見ると、例えば柘植では、やったこと、出来なかったことを住民による評価で総括しています。こうした評価は、今後一括交付金制度になっていくことを考えると、それをどこに使っていくかという有力な根拠になるので必要です。 今は、横の情報交換が少ないので、他の自治協のことをあまりわからないのではないのでしょうか。 今後は、市のほうでも、複数の自治協が共同で事業を行うときは特別な支援をするなどもあってもいいかもしれない。高齢化で、活動するスタッフ自体が不足するところも出てくるかもしれないので、課題によってはNPOとの協力体制も必要です。 何をもちって成熟したといえるのかわからないが、活動する人の数が減ってくる中で、市が特別に支援する等も地域のセーフティネットのあり方として必要になるでしょう。	青山福祉センター	講師
第32条	その他	4	第32条削除について 第3節地域振興委員会の任命等、第32条が削除されているがその原因はなにか。	改正前の第32条の条文は、第31条第2項として統合しました。 次の機会には、解説に削除に関する説明を記載するようにします。	青山福祉センター	講師
第26条の2	その他	5	改正案にあった第26条の2が議会で削除されたのはなぜか。	住民自治協議会それぞれに、様々な状況がある中で条例という形で一律にここまで課すのは、まだ早いのではないかと。もう少し自治協と議論をする必要があるのではないかと、ということで削除されました。	青山福祉センター	企画課
第12条	条文解釈	6	第12条の解釈  2 この権利は・・・社会的又は経済的環境等に関わらず、・・・の文言の具体的説明を。特に、社会的について。	全ての市民がまちづくりに参加する権利があるということを記載しており、「社会的又は経済的環境」の例示として「国籍、民族、性別、年齢」という記載をしています。  【後日作成回答】 全ての市民がまちづくりに参加する権利があるということを記載しており、例示的に「国籍、民族、性別、年齢」を挙げつつ、日本国憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という平等原則の精神に則り「社会的又は経済的環境」に関わらず参加できることを規定しています。	青山福祉センター	講師 企画課

## 自治基本条例市民研修会 質疑応答一覧

条番号等	分類	No	意見/質問の趣旨	回答	会場	担当課
全体	その他	7	個人情報保護について  住民自治協議会は住民の個人情報を知る機会が多々あると思われるが、個人情報の保護に当たっては、市条例ではなく、個人情報保護法の適用を受けることと理解してよいか。  国、あるいは民間団体の保有する個人情報については法律、県の保有する情報は県条例で、市の保有する情報は市条例で保護することとなっているはずだが、市の条例に基づく住民自治協議会という公的意味合いの強い機関については、どの法律等の規制を受けるのか。  自主的な事業のためには、自主財源として、会費や寄付金、事業収入に頼らざるを得ない。しかし住民によっては会費負担が出来ない人もいるが、生活保護受給者であるか等の情報が開示され得るかどうか。住民自治協議会に公務員のように守秘義務が課せられていないと思うので、一切情報が提供されないのかどうか聞きたい。	後日回答いたします。  【後日作成回答】 個人情報保護法の対象となる「個人情報取扱事業者」とは、5,000人以上の個人情報を取り扱う事業者とされており、伊賀市の住民自治協議会で該当するのは、東部地域住民自治協議会と桐ヶ丘地区住民自治協議会の2つのみです。他の住民自治協議会については、同法による規制の対象外ですが、個人情報保護の重要性をご理解いただき、取扱には十分なご配慮をお願いします。 なお、個人情報保護法の対象外であっても、情報漏洩などにより損害等が発生した場合には、民法に基づく賠償責任が生じる可能性があります。 また、市からの情報提供につきましては、伊賀市個人情報保護条例第8条に「利用及び提供の制限」に関する規定があり、原則として第三者への提供は出来ないこととなっております。例外的に、本人同意がある場合や提供に法的根拠がある場合、緊急かつやむを得ない場合などがありますが、ご質問のように、会費徴収の対象者選別のための参考資料として、生活保護受給者であるかどうかという情報を提供することは、出来ません。	青山福祉センター	企画課
全体	運用	8	住民自治協議会に関する規則  (1) 住民自治協議会と自治会が窓口になる業務  (2) 住民自治協議会と自治会、区の関係について  (3) 自治会長、区長の届出制度＝受理書規則で位置づけると前回まで聞いていますが、正式な規則名は「住民自治協議会に関する規則」でいいのですか。	正式名称「自治組織に関する規則」 (1) 同規則第6条 協定の締結により20の業務について協定を締結しています。  (2) 同規則第10条 自治協は自治会、区を組織運営の中心的な役割とする。自治会は近隣住民にとってもっとも身近で基礎的な住民団体として自治協活動の中心的な役割を果たすこととなっています。  (3) 同規則第7条 自治会長、区長届出制度については自治協を通じて届出することになっています。	青山福祉センター	市民活動推進課
第2条	条文解釈	9	市民の定義 別荘所有者は「市民」ですか。	別荘を所有しているだけでは「市民」に含まないと考えています。	ゆめぼりすセンター ①	企画課
第33条	条文解釈	10	地区連合会は今後どうなりますか。 (10年経過後のあり方)	特例債を延長するためには、新市建設計画の変更が必要となるため、連合会のあり方についても併せて判断していくこととなります。 合併協議や自治組織のあり方の中で、合併後10年間を目途にするとされていますが、合併特例債が5年間延長できることとなっていることから、その適用を受けるかどうかの判断をしないとはいけません。市の負担もあるので、新市長の判断を仰ぐ必要もあります。	ゆめぼりすセンター ①	企画課
第20条	条文解釈	11	市民投票の具体的な方法は決められていますか。 (住民投票条例があるか否か)  予め決めておくべきものではないか。時間や効率を考えると納得できない。	出てきた案件に応じて、投票の資格等についても含めて検討していくこととなっております。(企画課)  何でもかんでも市民が市民投票で決めてしまうことができるとなると、議会の意味がなくなる恐れがあります。そこで、条例検討の中で議論の末、今の形になっていきます。但し、住民から使いづらいついという意見が出れば、改正が必要になる場合も考えられます。(講師)	ゆめぼりすセンター ①	企画課 講師

## 自治基本条例市民研修会 質疑応答一覧

条番号等	分類	No	意見/質問の趣旨	回答	会場	担当課
第20条	条文解釈	12	市民投票の提起について、有権者数の50分の1というのは、少ないと思うが、根拠は何か。	地方自治法の直接請求の要件が有権者の50分の1となっています。	ゆめぼりすセンター ①	講師
第57条	運用	13	第57条の外部監査はなしということですか。 損益計算書、貸借対照表、バランスシートがない、予算の単年度主義など、将来考えていかないといけないと思うので前向きに考えてほしい。	「実施する」という表現から、今回努力義務に変わりました。包括外部監査については厳しいが、個別外部監査については監査委員事務局でも検討するということを考えています。個別外部監査についての金額については把握しておりませんが、必要性に応じて考えていきたい。(企画課)  条例化しているので、行政には達成義務がある。行政、市民双方に責務が課されている、約束の文書だと考えています。(講師)	ゆめぼりすセンター ①	企画課
第58条	その他	14	第58条 条例の見直し期間の「4年を目途」は守れるのか。 現行条例制定の平成16年から8年経過して見直しが出来たことを考えると、同様に4年目途は実施が難しいのではないのか。	今回の見直しについては、自治組織のあり方の検討のために中断していたこともあったが、行政として反省すべき点と考えています。今度の4年を目途に、ということについては、合併後10年を経過する時点で大きく見直すことも考えられます。また、法律等の改正により対応する場合もあります。常に情報を得て、出来る限り早い時点で改正していきたいと考えています。	ゆめぼりすセンター ①	企画課
第41条 第44条	運用	15	なぜ自治基本条例が有効に機能しないのか。 2市議の逮捕(第41条議員の責務)、市長の不祥事(第44条市長の責務)の繰り返し等。	議員の責務はこの条例以外にも、議会基本条例にも謳われています。 議員も市長も、自治基本条例及び議会基本条例を十分理解していたと思いますが、認識された行動であればこのような結果にはならなかったと思います。	いがまち公民館	企画課
第57条	その他	16	市の監査委員はどのように決められていて、どのように構成されているのか。 市長が選任した監査委員が市長を監査することは出来ないのではないのか。	伊賀市の監査委員は2名。1名は議員から、もう1名は行政運営に優れた見識を有するものを、議会の同意を得て市長が選任しています。(企画課)  自治法上の権限として、独任性の機関として、監査委員会の独立性が保持されていると考えています。(講師)	いがまち公民館	企画課 講師
第57条	運用	17	第57条の外部監査を努力目標に改定したのはなぜか。 現在どのようになっているのか。	包括外部監査については、将来負担比率が350%を超える自治体は、財政健全化計画を策定し、実施しなければならないことになっています。また、中核市以上にも義務付けられています。 伊賀市は上記に該当しないこと、実施に当たっては多額の費用が必要であることなどから、今回は見送ることとしました。 ただし、個別の外部監査については検討しています。	いがまち公民館	企画課
第33条	その他	18	支所単位の住民自治地区連合会の設置は第33条だが、伊賀市全体の住民自治協議会の連合会の設置の考え方は。  圧力団体になると考えているのか。 伊賀市全体について議論する資格はないといわれているように思う。	全市的な連合体については、地域自治の理念に基づく住民自治協議会のあり方にそぐわないと考えています。 合併協議の中で出てきたが、10年間という目途があるため、今後協議いただきたい。 (市民活動推進課) 補完性の原則に基づいて、家族、地域、市は、それぞれ「～をする」という仕事をする単位として考えています。全市的に何かをやるために、38の住民自治協議会が集まることはかまわないが、「伊賀市はこうあるべきだ」という議論をするのは、議会の権能と衝突することが懸念されます。各住民自治協議会はそれぞれの地域のことについて様々な形で提言を出すなどできるようになっています。その一方で、議会基本条例まで作った伊賀市議会も、地域のしがらみなく伊賀市全体のことを議論することが出来るようになりました。伊賀市全体のことを考える市議会と、仕事をする組織としての住民自治協議会の役割については、もう少し仕分けしたほうがいい。今後、住民自治協議会が市全体のことを考えたり提案する場があってもいいが、市議会との関係のルールが積み上がってからになるのではないのでしょうか。(講師)	いがまち公民館	市民活動推進課 講師

## 自治基本条例市民研修会 質疑応答一覧

条番号等	分類	No	意見/質問の趣旨	回答	会場	担当課
全体	その他	19	「伊賀流自治」という言葉がよく出てきますが、具体的にどのようなものを指すのかわかるようではわかりません。定義づけをしていただけますか。	「伊賀流自治」の定義は非常に難しいが、補完性の原則に基づき、地域で出来ることを行うにあたって、個人、家族、家族を単位として構成される自治会、区、そしてそれを母体に38の住民自治協議会が出来ており、「補完性の原則」と「住民自治協議会」「自治基本条例」によって成り立っていると考えていいと思います。	いがまち公民館	講師
第21、22、24条	その他	20	自治会以外の構成員の住民自治協議会への参加、勧誘について。 住民自治協議会の発足当時から顔ぶれが変わらない状態で、新たな会員の加入促進に苦労している。 小田地区は、農業地域、新興商業地域、工業地域という様々な面があり、役員構成も含めて組織作りが大変難しい。 友田地区など農村部は小学校等を単位として農業協同組合などの事業所も地域密着で、コミュニティとしてまとまりやすいが、小田地区を含む市街地の周辺部については、人口の流れや社会的な変化も激しく、まとまりにくい。そんな中で住民自治協議会も一定の活動を進めてきたが自治会の域を出ていない。 自治会以外の構成員を加えて組織を膨らませている先進的なノウハウ等の事例があれば紹介してもらいたい。	地域に根ざした活動をしている農業協同組合や小学校の校長も入っていただくことがあるが、事業者については地域コミュニティ活動へ参加を理解していただくのは難しいかもしれない。出来るだけ呼びかけていただくほかないのではないのでしょうか。 年度末には、各自治会や県外の報告もいただくので紹介したいと思います。（市民活動推進課）  市街地周辺部については、かねてから課題であると考えています。田舎では自ずと集まって何かやろうとなるし、都心部では個々の活動に対して目標を設定してやる程度まとまってくるが、伝統的な団体と企業、その他の団体等色々な地域の色彩を持っているところが一番まとまりにくいのは確かです。 課題は、自治会が今後も地域の中心であり続けられるかという点だが、これには疑問があります。自治会は世帯主が構成する団体。右肩上がりの時代には、多世代同居世帯の中の世帯主によって構成されてきた。現在も世帯数は増えているが、これは、核家族化により世帯分離が進んで、高齢者の一人暮らし世帯が増加しているため。今後、高齢者が増えていくと、自治会活動が出来なくなってくる。自治会は、地域のお祭や防犯、防災等の人と人のつながりを保つことに特化することになるのではないかと。 先進事例としては、佐賀県佐賀市の周辺部（中心市街地と農村部の間）では、老人会は朝の散歩を登校時間に、主婦の買い物は下校時間に合わせるという取り組みをしています。児童が間伐材を利用して椅子を作り、通学路に点々と設置し、お年寄りに座ってもらっている。そういうことが出来るのは、アイデアを話し合える場が出来ているということ。それらを来週現地で見てくるので、報告します。（講師）	ゆめぼりすセンター②	市民活動推進課 講師
第26条	運用	21	同意事務について。 同意事務の規則について、各住民自治協議会で同意するためのルールを決めておいた方がいいと思う。 各住民自治協議会で、会員に説明できる手続きで出来ればいいと思うが、このようにすればいいという方法があれば教えてほしい。 総会を開けばいいとは思いますが、総会で決定する事項を規約で規定しているので、規約を改正するところから始める事となり時間がない。	住民自治協議会の総意としての「同意」なので、住民自治協議会の意思決定のために総会が必要という規約があれば、それに基づいて行っていただきたい。仮に規約になくても、会員の意見を聞いた上で決定したとするには、総会が必要ではないでしょうか。 会長名で同意することになるので、後々のトラブルを避けるためにも、どのような経緯で決定されたのかわかるようにするのが第一。その手法として総会が適した方法と考えます。	ゆめぼりすセンター②	企画課
第33条	その他	22	住民自治協議会を全市的に一本化することについて検討していただきたい。 旧自治会連合会では、大きな問題に正面から取り組んだ。 サンピアを残す運動や、産業廃棄物処理場の業者に対する運動など、10万市民の力を背景に出来たが、今は出来ない。各地域の活動はいいが、全体をみると物足りない。	条例に規定されている地区連合会については、合併協議の中で地域の計画や地域の特性を活かした部分で諮問等していただくということで残っています。おおむね10年を目途に、ということになっておりあと2年ですが、法律への対応や、今後自治地区連合会を続けるかどうか等も含めて検討していただくつもりです。ただし、38の自治協議会の連合体というものを任意で作っていただくことは構いませんが、条例で設置するということは考えていません。	ゆめぼりすセンター②	市民活動推進課